

## 第 5 編 特殊災害対策計画

# 第1節 火災予防対策

( 消防局 )

## 1. 目 的

市域の都市化、密集化による火災に対処するため、防火知識の普及、予防消防体制の強化を図り、火災の未然防止、または火災による被害の拡大防止に努め、市民の生命・財産の保護を行う。

## 2. 火災予防対策

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条及び第16条の5に規定される立入検査（以下「査察」という。）に基づき、火災等の発生を未然に防止するため、消防機関は必要に応じて次の区分に従い査察を行うものとする。

## 3. 査 察

### 3.1 査察の区分

| 区 分  | 査 察 内 容   |
|------|---|
| 定期査察 | 年間査察業務計画に基づき実施。                                       |
| 随時査察 | 法改正等により消防対象物の実態調査を行う必要がある時、又は投書等により定期査察では対応できない場合に実施。 |
| 特別査察 | 消防長、又は消防署長が特に必要と認めたときに実施。                             |

### 3.2 査察計画

査察計画は、伊丹市火災予防査察等に関する規程（平成15年消防局訓令第7号。以下「査察規程」という。）に基づき毎年度当初に管内情勢に即応した年間査察業務計画を次の各号において策定し、円滑かつ効率的な査察が行われるよう努めるものとする。

- (1) 査察期日または期間
- (2) 消防対象物の用途、業態別及び所在地
- (3) 査察の種類
- (4) 査察の重点
- (5) 査察に必要な人員または機材
- (6) その他必要と認める事項

### 3.3 査察の執行

査察は、火災予防及び火災に関連する人命の安全を主眼とし、査察区分または消防対象物の状況に応じて、次の各号の位置、構造、設備及び管理の状況等の全部または一部

について行う。

- (1) 建築物、その他の工作物
- (2) 火気使用設備及び器具
- (3) 消防用設備等
- (4) 電気設備及び器具
- (5) 危険物
- (6) 指定可燃物
- (7) ガス（高圧ガスを含む）関係施設
- (8) 避難管理
- (9) 消防計画
- (10) 防火管理及び危険物管理
- (11) その他必要と認める事項

#### 4. 火災予防行政上の措置命令等

査察の結果、不備欠陥事項等により火災危険の排除を図る必要があるときは、査察規程又は伊丹市消防違反処理規程（平成 15 年消防局訓令第 8 号）により次のとおり違反処理等を行う。

- (1) 行政指導 通知、催告通知、警告、勧告
- (2) 行政処分 命令、認定の取消し、認可の取消し、代執行
- (3) 申告等 告発、過料事件の通知

#### 5. 防火管理体制の強化推進

学校、工場、ホテル、病院、スーパーマーケット、雑居ビル等、多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物の管理権原者に防火管理者を選任させ、防火管理及び自衛消防体制の徹底、強化を図る。

- (1) 自衛消防計画の樹立並びに運営
- (2) 消防訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検整備
- (4) 火気使用器具等の管理
- (5) 従業員に対する防火教育
- (6) その他防火管理に必要な業務

#### 6. 火災予防に関する普及啓発

火災の発生を未然に防止するため、次のとおり防火思想の啓発活動にあたる。

- (1) 春および秋の火災予防運動の展開と危険物安全週間の推進
- (2) 一人暮らしの高齢者宅等を対象とした住宅防火訪問の推進
- (3) 防火管理者資格付与講習の実施
- (4) 自衛消防隊の強化指導
- (5) 幼年消防クラブの指導育成
- (6) 各種団体への防火指導
- (7) 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の推進
- (8) 感震ブレーカーの普及啓発

## 7. 消防力の現況

⇒ 【資料37】 消防力の現況 参照

## 8. 計画

### (1) 消防力の増強

航空機災害及び危険物施設火災並びに高層建物火災、その他大規模または特殊な火災・地震等にも対処し得るため、現有消防車両及び消防通信施設等の計画的な更新に努め、消防力の逐次増強を図る。

### (2) 消防水利の増強

火災の初期消火体制を確立するため、消防水利の基準に基づき、消火栓及び耐震性防火水槽の計画的な整備及び維持管理を実施し、火災損害の減少に努める。

### (3) 消防車両活動路の確保

#### ① 路上工作物

消防車両が活動する道路で、特に通行等を阻害する日覆、公告物、または看板、その他について実情を把握するとともに、道路管理者と協力してこれらの所有者等に対し、その物件の除去、改修等が速やかに行われるよう指導して是正を図る。

#### ② 道路対策

狭隘な道路については、管理当局に拡張、改修等の措置を講じるよう要望するとともに道路事情の把握に努める。

(ア) 消防隊の通行その他消火活動に支障をきたす恐れがある道路工事、爆発事故の原因となる道路上のガス管等の掘削、埋設工事または埋設ガス管に影響を及ぼす道路工事については、本市火災予防条例第45条に基づき届出を徹底させるほか、関係機関と協力して事故の未然防止に努める。

(イ) 消火栓、防火水槽の標識を整備して所在を明示するとともに、これら施設直近駐車を警察の協力を得て取締りを行い、施設管理の万全を期する。

## 第2節 消防機関の応急対策

( 消 防 局 )

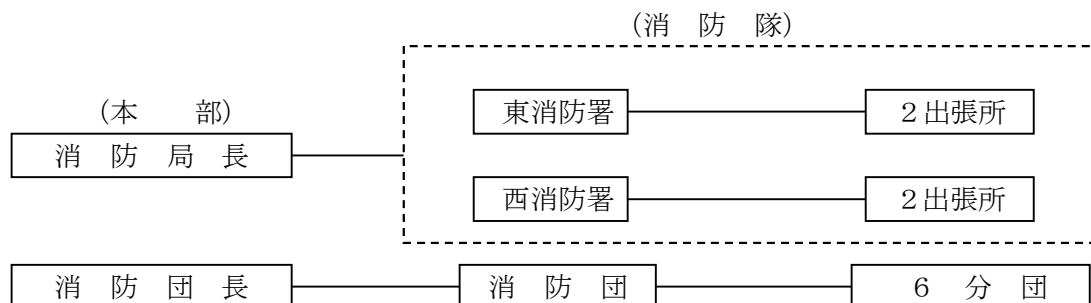
### 1. 目 的

地域における消防責任を十分に果たすため、火災、その他の災害に対処して、迅速かつ効果的な活動をもって、災害の防除と被害の軽減を図り、市民の生命、財産を防護するための計画である。

### 2. 組織及び編成

災害時における消防部隊の活動が円滑かつ、迅速にできるよう、警防指揮（出動）体制等は次のとおりとする。

#### (1) 総 括 表



#### (2) 警防指揮（出動）体制

| 出 動 区 分 |         | 第1出動                 | 第2出動   | 第3出動   | 第4出動         |
|---------|---------|----------------------|--------|--------|--------------|
| 指揮本部    | 名称      | 中隊指揮本部               | 大隊指揮本部 | 大隊指揮本部 | 警防指揮本部       |
|         | 現場最高指揮者 | 総括司令                 | 署長     | 署長     | 局長           |
|         | 補佐・代行   | 警防司令<br>救急司令<br>救助司令 | 副署長    | 副署長    | 管理室長<br>警防室長 |
|         | 指揮班     | ※指揮支援隊               | 署指揮班   | 署指揮班   | 局指揮班         |

(※災害種別により異なる)

<注> 第3出動にあつては、管轄消防署の非番中隊を編成する。

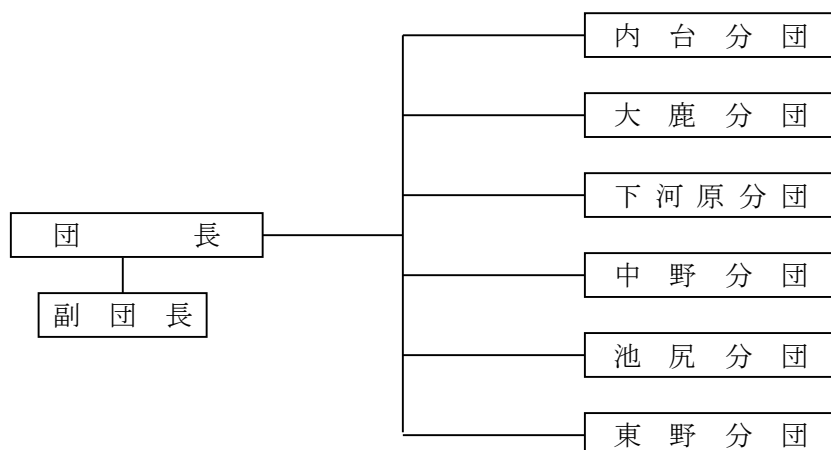
(3) 局指揮班、署指揮班の編成及び任務

| 区分   |      | 任務  |
|------|------|---|
| 大隊長  | 署長   | ・管轄区域内の警防活動に関すること。  |
| 大隊長付 | 副署長  | ・大隊長を補佐し、大隊長に事故あるときはその職務を代行する。  |
| 中隊長  | 統括司令 | ・大隊長の命を受け管轄消防隊等を指揮し、災害状況に応じた警防活動を行う。  |
| 小隊長  | 隊長   | ・中隊長の命を受け隊長を指揮し、人員機材を活用して警防活動を行う。   |
| 署指揮班 | 指揮担当 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大隊長の命令伝達に関すること。</li> <li>・人員危険及び延焼危険等の災害状況の把握に関すること。</li> <li>・警防活動方針の樹立及び消防隊等の配備等に関すること。</li> <li>・警防活動状況、出動車両及び人員等の把握に関すること。</li> <li>・安全管理に関すること。</li> <li>・避難所の開設及び被災者の救護（市災害対策本部設置時を除く。）に関すること。</li> <li>・その他、大隊長の特命事項に関すること。</li> </ul> |
|      | 情報担当 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害状況等の情報収集に関すること。</li> <li>・警防活動状況、出動車両及び人員等の記録に関すること。</li> <li>・指令センター及び関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・現場広報に関すること</li> </ul>   |

(4) 大隊指揮本部の編成及び任務

| 区分   |      | 任務  |
|------|------|---|
| 大隊長  | 署長   | ・管轄区域内の警防活動に関すること。  |
| 大隊長付 | 副署長  | ・大隊長を補佐し、大隊長に事故あるときはその職務を代行する。  |
| 中隊長  | 統括司令 | ・大隊長の命を受け管轄消防隊等を指揮し、災害状況に応じた警防活動を行う。  |
| 小隊長  | 隊長   | ・中隊長の命を受け隊長を指揮し、人員機材を活用して警防活動を行う。   |
| 署指揮班 | 指揮担当 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大隊長の命令伝達に関すること。</li> <li>・人員危険及び延焼危険等の災害状況の把握に関すること。</li> <li>・警防活動方針の樹立及び消防隊等の配備等に関すること。</li> <li>・警防活動状況、出動車両及び人員等の把握に関すること。</li> <li>・安全管理に関すること。</li> <li>・避難所の開設及び被災者の救護（市災害対策本部設置時を除く。）に関すること。</li> <li>・その他、大隊長の特命事項に関すること。</li> </ul> |
|      | 情報担当 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害状況等の情報収集に関すること。</li> <li>・警防活動状況、出動車両及び人員等の記録に関すること。</li> <li>・指令センター及び関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・現場広報に関すること</li> </ul>   |

## (5) 消防団の編成



## 3. 警防態勢の強化

大規模な火災その他の災害が発生し、またはその発生が予想され、緊急に警備力を増強する必要があるとき、消防職、団員の招集を行って最大限の部隊を構成し、他市その他の機関の消防力を必要とするときは相互応援協定に基づく応援要請によって、災害に対処し得る警防態勢を整える。

### (1) 配備計画

非常災害が発生し、または発生する恐れがある場合及び特に警戒警備を必要とする場合の消防職、団員の確保を図るため、次の区分により非常配備を行う。

#### ① 非常配備の種別

[消防職員]

|      |                  |
|------|------------------|
| 待機配備 | 警防課長、救急課長、情報管理課長 |
| 警戒配備 | 上記及び警防課の日勤者      |
| 第1配備 | 上記及び局の必要人員・署の日勤者 |
| 第2配備 | 必要職員             |
| 第3配備 | 全職員              |

[消防団員]

消防団員の配備については、消防職員に準じ、その必要の都度、必要人員の配備を行う。

#### ② 非常配備発令の時期及び人員

##### (ア) 火災警報発令時

消防職員の一部を配備して警防力を増強し、その他の非番職員は、自宅待機させ、警報発令が長時間にわたる場合は交代して配備させる。

(イ) 通常火災時

通常火災時には、原則として、当務員のみの出動となるが、相当規模の火災が市内で発生したことを覚知したときは、配備命令を待つまでもなく自主的に火災現場に参集するものとする。

(ウ) 大火災または非常災害時（サイレン吹鳴時）

大火災または非常災害が発生した場合、及び災害による被害が拡大、またはその恐れがある場合は、第2配備又は第3配備を発令し、火災防ぎょ部隊を編成する。

(エ) 航空機災害時

航空機災害が発生した場合又は発生の恐れがある場合は、火災の拡大、人命損傷が極めて大きいので、災害発生場所の状況により、第2配備又は第3配備を発令し、最大の火災防ぎょ部隊又は人命救助部隊を編成する。

(オ) 伊丹市防災指令発令時

別に定める水防・防災動員計画による。

(カ) 風水害時

別に定める水防・防災動員計画による。

③ 非常配備の伝達及び参集場所

(ア) 非常配備の伝達

非常配備を発令したときは、配備の目的、発令時刻及びその他必要な事項を電話、電子メール、口頭、警報用サイレンの吹鳴により行う。なお、電話連絡については、非常時災害時緊急連絡網にて行う。

(イ) 参集場所の指定

消防職員の参集場所は、所属署所とする。

ただし、交通の混乱、途絶等により所属署所へ参集できない場合は、最寄の所属署所に参集するものとする。

(ウ) 自宅待機

消防局長は、気象の状況その他により必要があると認めるときは、消防職員に自宅待機させるものとする。

(2) 出動計画

火災の出動は、火災専用電話（119番）、一般加入電話、かけつけ、その他の方法によって火災を覚知したとき、出動指令によって出動することを原則とする。

ただし消防署、出張所の直近で緊急を要する場合で出動指令を待ついとまのないときはこの限りでない。なお、出動の基準は別に定めるところによる。

① 出動区分

(ア) 警戒出動

怪煙（炎）等を発見または急報を受信したとき、確認のため出動する場合

(イ) 第1出動

火災の発生を覚知すると同時に出動する場合

(ウ) 第2出動

出動途上において火煙を認め、若しくは延焼拡大の恐れがあり、前号の出動で鎮圧しがたく、中隊長又は小隊長から要請があった場合並びに情報管理課長等が高所



監視カメラ映像等の情報により前号の出動で鎮圧しがたいと判断し必要と認めた場合

(エ) 第3出動

前号の出動で、鎮圧しがたく、大隊長から所属の週休及び非番職員の招集要請があった場合

(オ) 第4出動

前号の出動で、鎮圧しがたく、大隊長から全職員の招集要請があった場合

(3) 警戒

気象状況の悪化に伴い、火災発生の危険及び延焼拡大の恐れがあるときまたは火災警報発令時の警戒、各種災害発生に伴う火災発生が予想されるときは災害時の警戒及びその他火災多発期における特別警戒当については本計画に基づき実施し、その被害の軽減を図る。

① 火災警報発令時

火災警報発令と同時に警報発令伝達計画に基づく関係機関への通報連絡を行うとともに市民に対して警戒心を喚起、啓発するとともに、消防機関においても非番員の非常招集、または自宅待機を命じ非常警戒態勢をとり緊急災害に備えるものとする。

② 災害発生時

地震、火災、その他災害等の発生に伴い、二次的に発生する恐れのある火災に備えての警戒については、この計画による。

(ア) 地震

「震災時の消防計画」に定めるところによる。

(イ) 火災

飛火警戒が必要と認められるときは、現場最高指揮者等からの要請に基づき、第3出動又は第4出動の各隊以降のうちから、飛火警戒隊を指定して飛火危険方面へ当該飛火警戒隊を配置する。

③ その他

(ア) 火災多発期特別警戒

年間を通じて、過去最も火災発生の多い時期を、特別警戒時期と定めて実施する。実施時期、要領等については、別に定めるところによる。

(イ) 特命による特別警戒

消防局長が人命安全及び火災発生に対処するため、特別警戒の必要があると認める場合に行なう。なお、この場合の警戒計画は、別に定めるところによる。

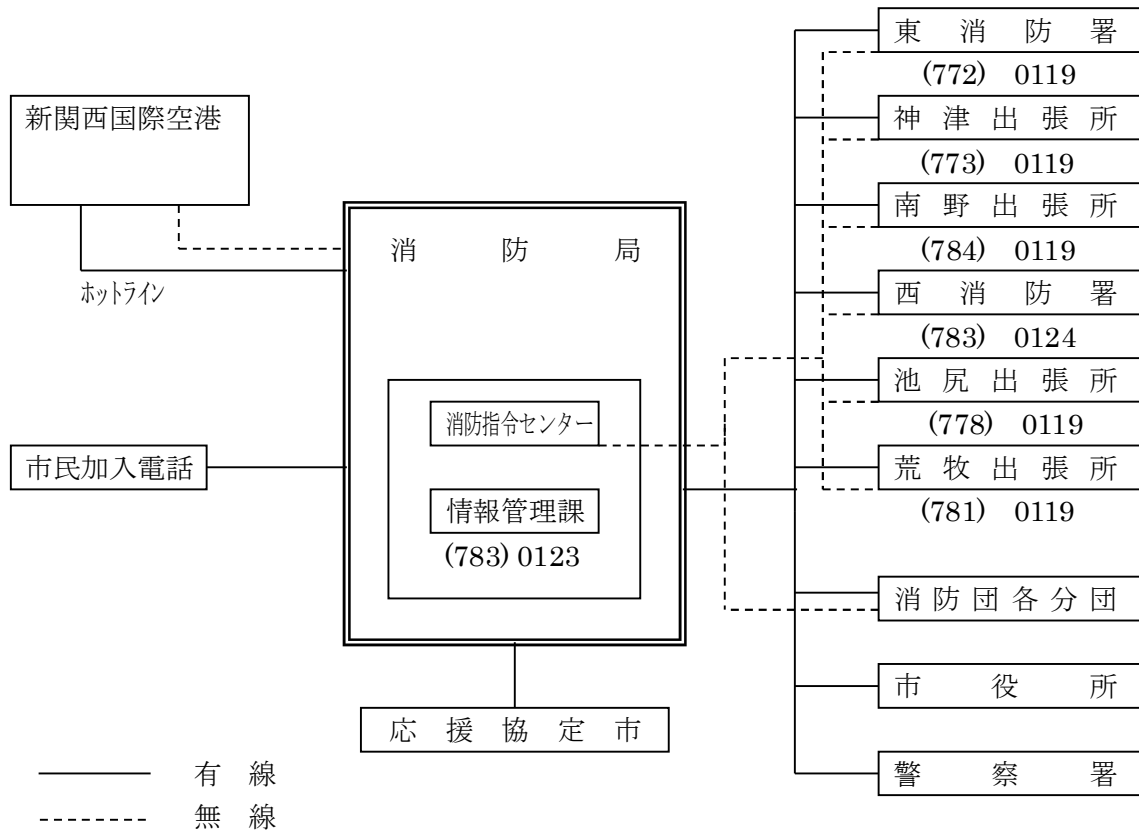
(ウ) その他の特別警戒

前2項以外で特に必要があると認める事態が発生した場合に、特別警戒を実施する。実施要領については前項に準ずる。

(4) 通信連絡

火災専用電話等により、火災の急報を受信し、迅速的確に部隊の出動指令、及び関係機関に通報（連絡）できるよう、次の計画を樹立する。

〔消防通信系統図〕



〔連絡（通報）先〕

| 連絡（通報）先    | 電 話              | 連絡（通報）先    | 電 話          |
|------------|------------------|------------|--------------|
| 消 防 局 長    | 消防局（内線）66-80-201 | 新関西国際空港（株） | 06（4865）9603 |
| 消 防 団 長    | 団本部（内線）66-80-210 | 陸上自衛隊（緑ヶ丘） | （782）0001    |
|            | （783）0122        | 〃（千 僧）     | （781）0021    |
| 市 長        | 庁 内 2133         | 県災害対策課     | 078（362）9988 |
| 副 市 長      | 〃 2133           |            | （362）9900    |
| 市 役 所 長    | （夜）3820          | 記者クラブ      | 庁 内 3812     |
| 教 育 長      | 庁 内 3602         | 豊中市消防局     | 06（6853）2345 |
| 上 下 水 道 局  | 〔783〕1600        | 池田市消防本部    | 072（751）0119 |
| 警 察 署      | 警 電 89〔771〕0110  | 尼崎市消防局     | 06（6481）0119 |
| 関 西 電 力    | 0800〔777〕3081    | 西宮市消防局     | 0798（26）0119 |
| 大 阪 ガ ス    | 078（303）7777     | 芦屋市消防本部    | 0797（32）2345 |
| 伊丹市医師会     | （775）1114        | 宝塚市消防本部    | 0797（73）1141 |
| 伊丹産業（株）    | 06〔6421〕3655     | 川西市消防本部    | 072（759）0119 |
| 尼崎工場（LPガス） |                  | 大阪市消防局     | 06（6582）2854 |

（5）応援協力計画

伊丹市での消防力のみでは、拡大する災害に対処することが困難であり、また小規模な災害であっても、市域境界等における災害を、最小度限に止めるため、相互応援について協定するものである。

- ① 消防相互応援協定締結都市等  
 尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、豊中市、池田市、吹田市、大阪市（航空機災害のみ）、新関西国際空港株式会社、神戸市、阪神高速道路公団等
- ② 協定の内容  
 ⇒ 【資料40】 消防相互応援協定一覧表 参照

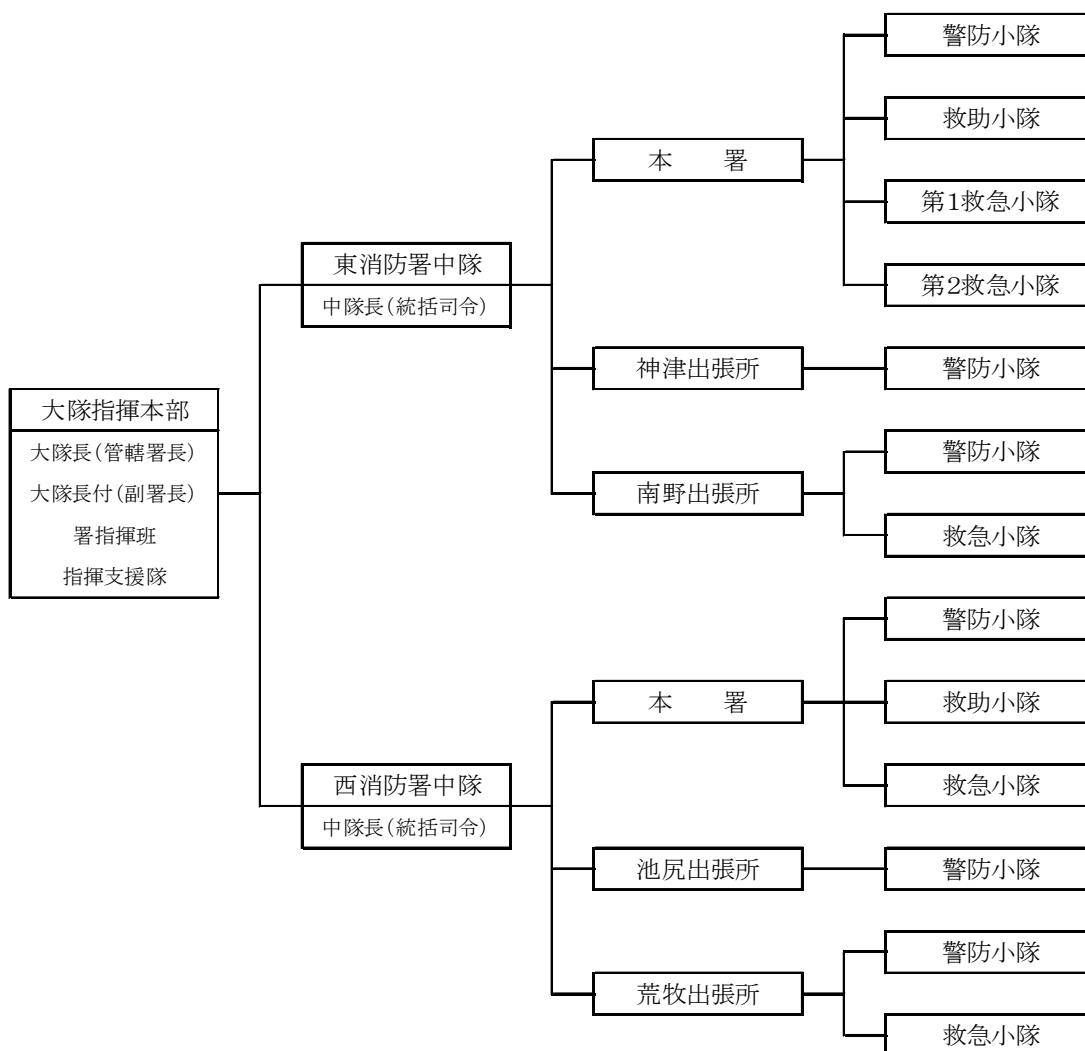
#### 4. 火災防ぎょ活動

消防上の危険度を総合的に考案検討し、危険地域等を指定し火災等による被害を最小限にとどめるため警防計画を策定し、隊員に対する訓練を実施するとともに、科学化、機械化した装備によって消防隊を組織して火災防ぎょ活動に努めるものとする。

#### 5. 通常・非常、災害時の部隊編成

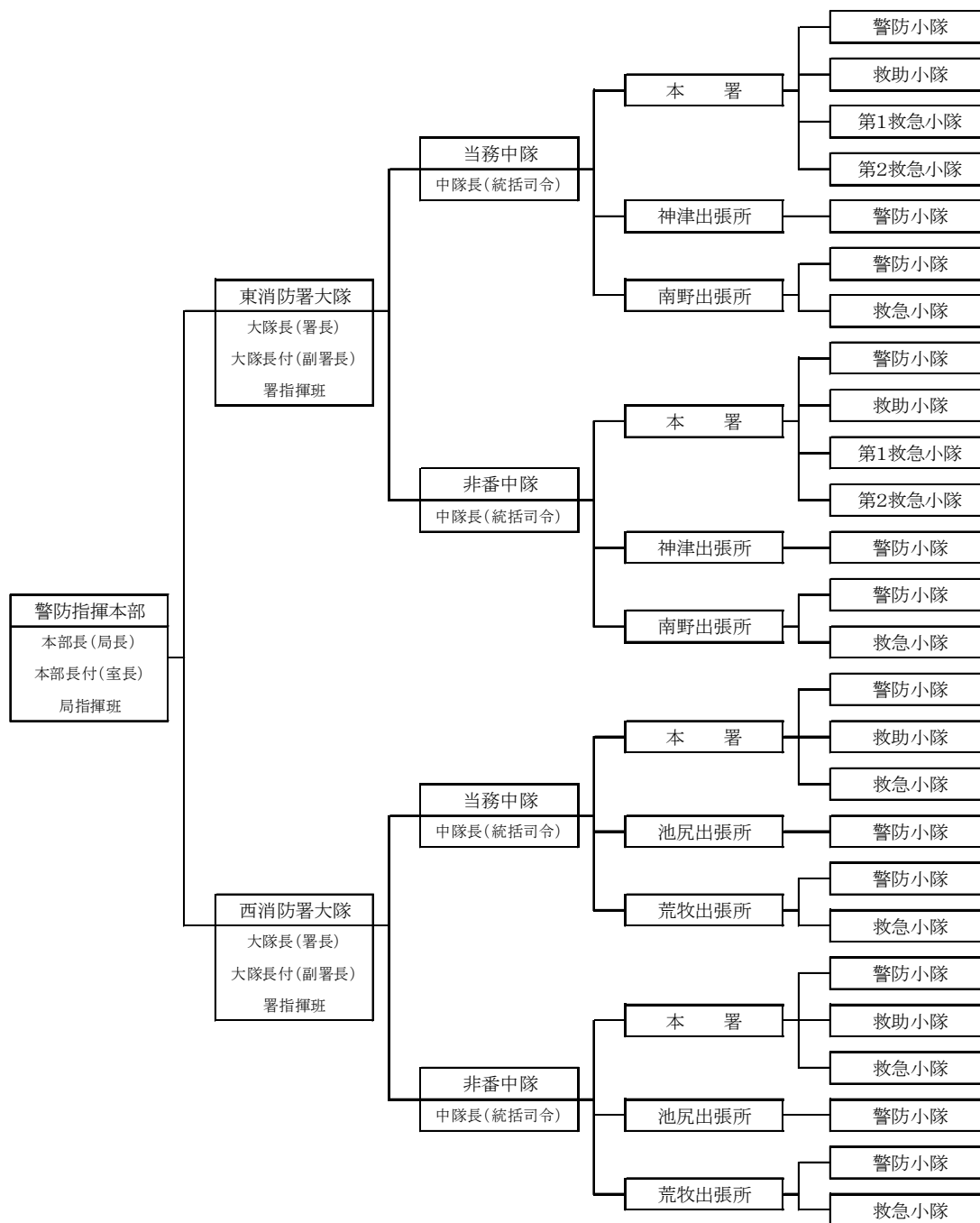
通常災害及び非常災害時における指揮命令系統、部隊編成は、以下のとおりとする。

(1) 通常災害（火災にあっては第3出動まで）



<注>火災第3出動にあっては、管轄消防署の非番中隊を編成する。

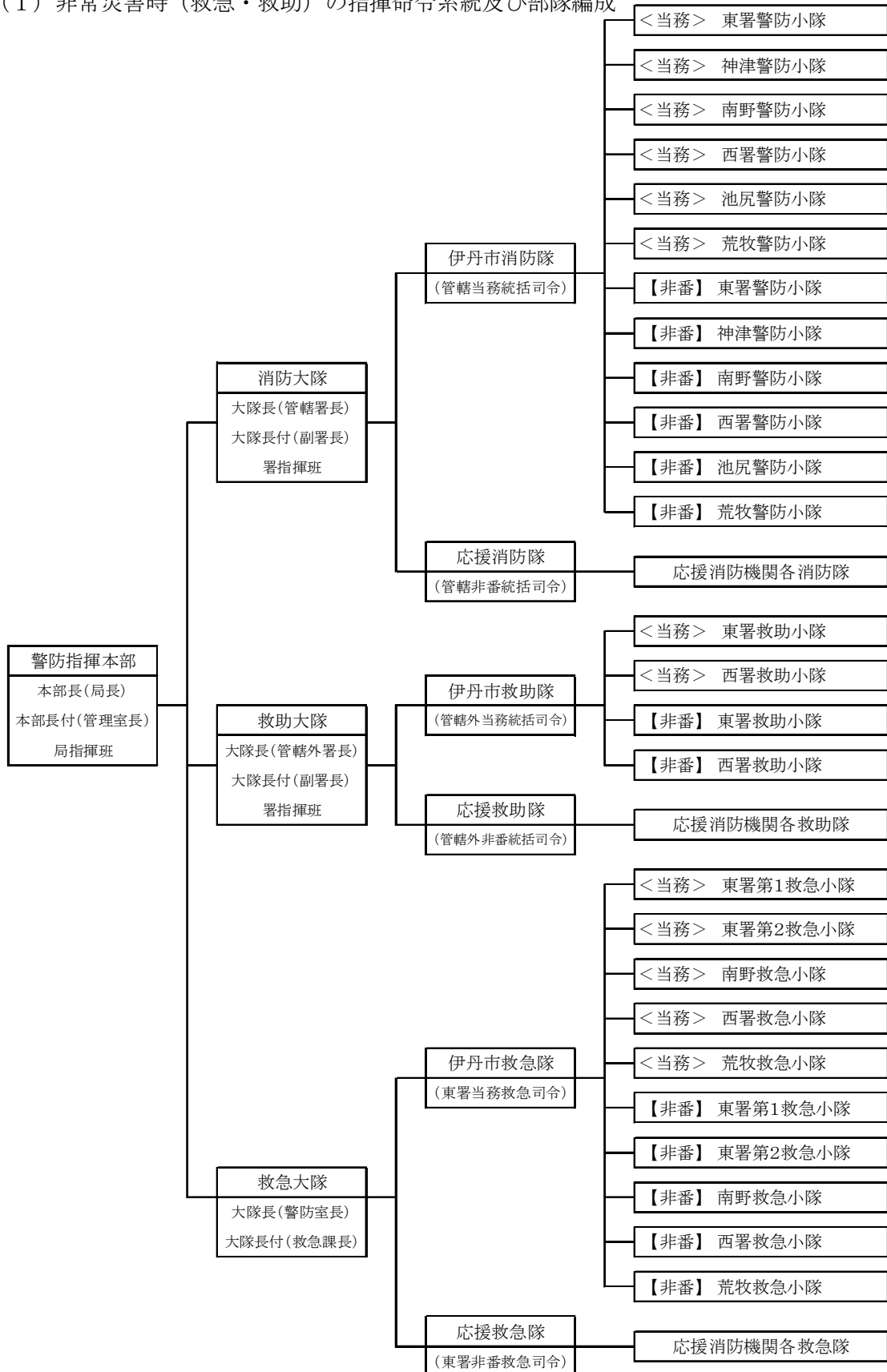
(2) 非常災害時（火災の第4出動）



## 6. 救急・救助活動

救急・救助活動は、的確な状況判断により、救急隊、救助隊及び消防隊の相互の密接な連携を図り、状況に応じた臨機応変かつ安全な方法で迅速に行動し、救急救助効果をあげるものとする。

(1) 非常災害時（救急・救助）の指揮命令系統及び部隊編成



## 第3節 建造物防災対策

(消防局、都市活力部)

### 1. 目的

地震、風水害、火災等の災害による建造物の被害を最小限度に止めるため、次の事業等を計画実施する。

### 2. 建造物の防災対策

(1) 一般住民に対する防災知識の普及及び建築物の災害予防の知識の高揚を図るため、火災発生多発時期及び台風時期において、関係機関と連携のうえ、次の対策を講じる。

- ① ポスター等の掲示
- ② 新聞、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及
- ③ 講演会等の開催

(2) 建築物の防火診断の実施

消防署等と協力して、必要に応じ個々の建築物の防火診断を行う。

(3) 木造家屋密集区域の防災対策

消防活動上困難な木造家屋等の密集区域については再開発事業等により整備改善を推進するとともに、防災体制の万全を期するため、火災予防対策並びに防ぎよ体制の強化を図る。

### 3. 都市不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

現在、準防火地域として指定されているのは約 86.7 ha であるが、市街地の中心部においては、都市発展の動向に対応して阪急伊丹駅を中心に昭和 43 年 8 月防火地域約 2.7 ha を指定した。

今後もこれらの指定については、災害の効果的な防止を考慮して行うものとする。

(2) 再開発事業等の促進

既成市街地のうち、老朽建築物が密集し都市基盤施設の整備が遅れている地域においては、地域の実情に応じて民間による活力を有効に誘導しつつ再開発事業等を推進し、土地の高度利用、公共空間の創出を図り、建築物の不燃化による防災の強化に努める。

なお、この他、第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第5節「地震火災の防止」第6節「都市の防災構造化」を参照。

## 第4節 危険物保安対策

### 1. 目的

危険物施設の火災・漏洩事故は地域社会の人々に与える影響が大変大きく、その安全対策について、危険物施設設置者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設に関連する防火管理者、その他関係事業所等と緊密に連携を図り、円滑な規制業務、官民一体となった事故防止対策の推進に努める。また、大規模地震等に対応した防災体制の整備に努める。

### 2. 災害予防

危険物施設の火災、漏洩事故の発生原因のうち管理不十分、確認不十分等の人的要因や施設の老朽化等に伴う物的要因が全体に占める割合が大きく、これらの要因に対する事故防止を図るため、次の措置を講じる。

#### (1) 防災教育

危険物規制事務関係職員に対しては、関係法令及び規制業務、執行上の心得、予防の具体的方策について、また施設関係者に対しては、次の防災教育の促進と指導を行う。

- ① 施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導
- ② 危険物の貯蔵、取扱いについての指導
- ③ 運搬、積載の方法等についての検査
- ④ 保安監督者等に対する指導教育
- ⑤ 従業員に対する保安に関する意識の高揚
- ⑥ 各事業所における自主保安体制の確立

#### (2) 規制対策

消防法に基づく危険物規制等については、関係法令によって規制措置を行い、災害の未然防止を図る。

- ① 法に定められた施設の設置許可、検査
- ② 予防規程の認可
- ③ 届出義務事項の指導促進
- ④ 査察による是正

#### (3) 自衛消防組織の設置促進

危険物を取扱う事業者等に対し、自衛消防組織の設置、育成に対する指導を行う他、危険物災害に対する予防対策の確立及び災害発生初期の的確な防ぎょ活動の実施方法等について、適切な指導を行い、危険物災害の発生及び災害の拡大防止に努める。

#### (4) 危険物所在等の把握と防ぎょ計画

- ① 危険物施設の実態を把握するため、定期に調査を実施し、常に危険物の所在及びその性質、数量等の把握に努め、関係者からの的確な防ぎょ方法に対する情報を収集する。
- ② 消防上、特別な対策を要する危険物の指定については、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程を定めなければならない事業所とする。

(消防計画、第9章、第4節 参照。)

## 第5節 放射性物質事故災害対策

### 1. 目的

これは放射性物質を取り扱う事業所及び放射性物質の輸送中等において発生する可能性のある市街地内における放射性物質に係わる事故災害に対して、適切に対処し、市民の生命、身体及び財産を保護するための計画である。

なお、本計画に定めのない事項については、第2編「震災対策計画」の各章に定めるところにより実施するものとする。

(注)「放射性物質」とは、「原子力基本法」第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質によって汚染されたものをいう。

### 2. 対象範囲

この計画は、放射性物質の運搬中の事故、放射性物質取扱事業所またはその他の場所で発生した事故により、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、または生じる恐れがあるときに適用するものとする。

### 3. 災害予防対策

#### (1) 活動体制の整備

##### ① 防災資機材の整備

放射性物質事故災害対策に必要な放射線測定器及び放射線防護服等の整備を推進するものとする。

⇒ 【資料39】 消防力の現況 (5) 消防機械・器具保有状況 参照

##### ② 災害対策要員の研修・訓練

放射線物質事故災害等の対策に関する各種研修会等への参加及び訓練を通じ、専門的な知識を習得するとともに情報の収集に努めるものとする。

#### (2) 連携体制の整備

県、関係省庁及び災害発生時において緊急連絡や応援を必要とする防災関係機関に対し、速やかに連携が図れるよう平時から連絡体制の整備に努めるものとする。

#### (3) 保安管理体制の徹底

放射性物質取扱事業者は、「原子力災害対策特別措置法」など関係法令に基づき、放射性物質事故災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに放射性物質事故災害の拡大の防止及び復旧に関し誠意をもって必要な措置を講じることとされている。

そのため、放射性物質取扱事業者は、災害発生時の通報体制など防災業務計画を作成するとともに放射線障害防護用器具、放射線測定設備その他の必要な資機材の整備を行うものとする。



## 4. 災害応急対策

### (1) 情報の収集・伝達

① 放射性物質事故災害が発生し、または発生する恐れがあることを覚知した場合には、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに県等へ報告するものとする。

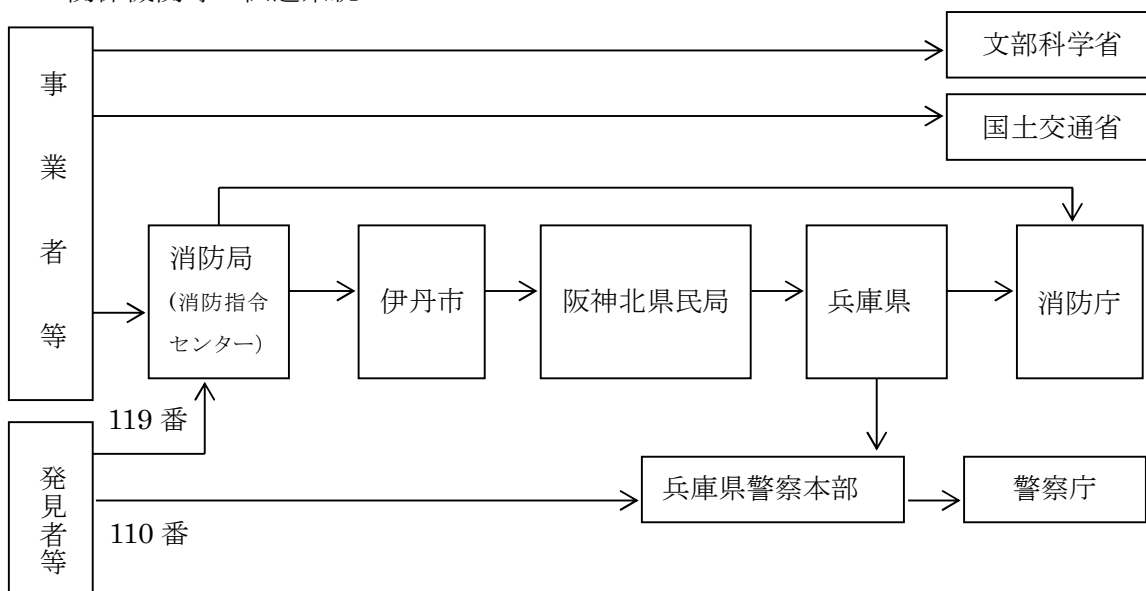
なお、放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生する恐れがあるものを含む）及び放射性物質取扱事業所等から放射性物質に係る事故が発生した旨の通報があった場合には、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を県及び消防庁に報告するものとする。

② 市災害対策本部等の設置状況、被害状況、応急対策の活動状況及び応援の必要性等の災害情報は原則としてフェニックス防災システムにより阪神北県民局に報告するものとする。なお、阪神北県民局に連絡が取れない場合は、直接、県災害対策本部に報告するものとする。

また、必要に応じて、有線若しくは無線電話又はファクシミリなどを活用し、有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークなどを使用するものとする。

### ④ 情報伝達系統図

<関係機関等の伝達系統>



ただし、核燃料物質等の輸送中の事故にあつては、事業者から官邸（内閣官房）、内閣府及び経済産業省へも通報するものとする。

### (2) 活動体制の確立

#### ① 放射性物質事故対策本部の設置

市長は、放射性物質事故災害が発生し、重大な災害へ発展する可能性がある場合で、特に必要があると認めるときは、放射性物質事故対策本部を設置するものとする。

ア. 放射性物質事故対策本部は災害対策室に設置し、総括本部事務局を中心として、関係部局間の連絡・調整及び情報の収集・伝達を総合的に実施する。

また、事故現場での指揮活動に適した場所に、消防部を中心とした現地対策本

部を設置し、防災関係機関相互の連携を図るとともに、放射性物質事故対策本部との連絡・調整を円滑に推進するものとする。

イ. 放射性物質事故対策本部は次の事務を行うものとする。

- ・情報の収集伝達
- ・各部及び関係機関との連絡調整
- ・市民への広報及び報道機関への対応
- ・県及び協定締結市町への応援要請
- ・災害対策本部設置の検討

② 職員の動員

市長は、放射性物質事故災害が周囲へ重大な影響を及ぼし、または及ぼす恐れがある場合で、その対応に多数の人数を必要とする場合にあっては、第2編第2.1章第3節「動員配備」及び【資料9】「伊丹市地震防災計画動員数」に基づく警戒配備（総括本部設置）職員の動員を行い、配備体制を整えるものとする。

なお、災害の状況等によっては「特定の部に対する防災指令の発令」により対応するものとする。

(3) 応急活動の実施

① 放射性物質による汚染調査

- ア. 関係者の意見等により、防ぎよ及び汚染防止の方針を決定するものとする。
- イ. 現場関係者及び関係機関と協力し、測定機器を使用して検出作業を行うものとする。

② 「放射線警戒区域」の設定

- ア. 市民の安全確保のため、放射線が毎時5マイクロシーベルト以上検出される区域に対し、「放射線警戒区域」を設定するものとする。
- イ. 放射線警戒区域内の活動にあたっては、防護の3原則（遮蔽・距離・時間）を遵守するものとする。
- ウ. 市長は、災害の状況により、被害予想地区住民等に対し、災害対策等の適切な措置を講じるものとする。

③ 「放射線危険区域」の設定

- ア. 市民の安全確保及び被害の拡大の防止を図るため、放射線が毎時500マイクロシーベルト以上検出される区域に対し、「放射線危険区域」を設定する。
- イ. 放射線危険区域内の活動にあたっては、放射線障害防護用器具の着用など被爆防止の措置を講じるものとする。

④ 「放射線警戒区域」及び「放射線危険区域」の解除

国の専門家等の助言を踏まえ、事故発生原因者による現場の放射性物質の除去及び除染作業を確認した後に解除するものとする。

⑤ 避難対策

- ア. 市長は、災害の状況により、国の専門家等の意見を参考とし、「放射線警戒区域」内の居住者等に対して災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）等に基づき避難勧告・指示を行うものとする。
- イ. 市長は、「放射線危険区域」内の居住者等に対し、災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）等に基づき立ち入りを禁止するとともに当該区域からの退去を命じるものとする。
- ウ. 避難誘導等は、第2編、第2.1章第8節「避難の勧告・指示避難誘導」に基

づき行うものとする。

なお、収容避難所の供与が必要となった場合は、第2編第2.1章第20節「収容避難所の開設・運営」に基づき対処するものとする。

⑥ 救助活動

- ア. 関係者から現場の状況、要救助者の有無等必要な情報の収集を行うものとする。
- イ. 人命検索、救助等は放射線被ばく、または放射能汚染に留意するものとする。

⑦ 救助活動

- ア. 放射線被ばく若しくは放射能汚染を受け、またはその恐れがある者は、放射線障害を治療できる医療機関に搬送するものとする。
- イ. 搬送に際しては、汚染拡大防止に十分留意するものとする。
- ウ. 救急資材の処理は、関係者の意見に従い、行うものとする。

⑧ 消火活動

- ア. 放水活動は、放射線被ばくまたは放射能汚染に十分留意し、関係者の意見に従い行うものとする。
- イ. 消火に使用した水の排水システムを確認し、汚染拡大防止を図るものとする。

⑨ 飲料水・飲食物の摂取制限等

- ア. 市長は、県の指示に基づき、放射性物質により汚染された水源の使用禁止及び飲料水の飲用禁止の措置を講じるものとする。
- イ. 市長は、県の指示に基づき、放射性物質により汚染された飲食物の摂取制限又は禁止の措置を講じるものとする。
- ウ. 市長は、県から飲料水・飲食物の摂取制限等解除の指示があったときは、特別の理由がない限り当該制限等を解除し、安全が回復した旨を発表するものとする。

⑩ 市民への広報

- ア. 放射性物質事故災害が発生した場合は、直ちに広報車、ケーブルテレビ、コミュニティFM放送などあらゆる媒体を活用し、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等、的確な情報提供を行い、風評被害等の未然防止を図るものとする。
- イ. 事故発生原因者、文部科学省等の測定により、安全が確認され、市民生活に影響がないと判断した場合は、速やかに市民への広報を行うものとする。

⑪ 心身の健康相談体制の整備

国及び県とともに、放射性物質事故災害の発生場所付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専用相談窓口を継続する等、必要な健康相談体制を維持するものとする。

## 5. 放射性物質拡散シミュレーション結果

### (1) 目的

平成26年4月に、兵庫県が発表した放射性物質拡散シミュレーション(※)の結果、本市を含む各市町において、甲状腺等価線量がIAEAの基準を超える可能性があることが判明した。

このため、国の原子力災害対策指針で今後検討するとされているPPA(放射性ヨウ素剤防護地域)対策の早期具体化が必要であり、兵庫県及び関西広域連合とともに国に

対して早期の対応を求める。

また、本市においても、国、県及び近隣他市等の動向に注視し、対策を検討する。  
⇒【資料46】放射性物質拡散シミュレーション結果

(※) 放射性物質拡散シミュレーション

県内を1辺4kmの全621メッシュに分け、福井県内の原子力発電所で福島第一原発並みの事故が発生した場合の最大被ばく線量を推計したもの

(2) 対 策

①国に対する要請

- ア. PPAにおける屋内退避の発令基準やその伝達方法の確立
- イ. PPAにおける安定ヨウ素剤の備蓄とその方法、服用に当たっての基準や処方の実施方法の明確化
- ウ. 上記を実施するための財政措置や技術支援

②市の検討する対策

- ア. 本市における屋内退避の伝達方法の確立  
(屋外拡声器・緊急告知FMラジオ・緊急災害情報メール・エリアメール等)
- イ. 国、県等から示される指針に基づく、本市における安定ヨウ素剤の備蓄や取り扱いに関する検討